主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人栂野泰二の上告趣意は、憲法二八条違反をいう点もあるが、その実質は、 単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない (なお、第一審判決の確定した事実によれば、被告人の本件所為は暴力の行使であ ること明らかであるから、労働組合法一条二項にいう労働組合の正当な行為に当ら ないとした原判決の判断は、正当である。)。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年一一月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田		誠
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	大	隅	健 —	郎